

2021年度
事業計画書

2021年3月

公益財団法人 日本医療機能評価機構

2021 年度 事業計画

評価機構は、中立的・科学的な第三者機関として、医療の質の向上と信頼できる医療の確保により国民の健康と福祉の向上に寄与するため、病院機能評価事業など種々の公益目的事業を総合的に実施している。

昨年度はコロナ禍での厳しい運営状況となったが、2021 年度は SDGs の持続可能な社会の実現に寄与するために、また ESG に配慮するとともに、将来を見据えた新しい手法や事業の検討、および IT や AI を活用した事業の展開、国際的な情報交換や連携など、常に社会の動きを視野に入れながら事業活動を展開する。

この事業計画は、定款第 4 条の事業に沿って記載している。

- 【1】 医療機能の評価等に関する事業
- 【2】 産科医療補償制度に関する事業
- 【3】 EBM 医療情報に関する事業
- 【4】 医療事故防止に関する事業
- 【5】 認定病院患者安全推進に関する事業
- 【6】 教育研修に関する事業
- 【7】 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

【1】 病院機能評価事業

I. 病院機能評価

1. 2021 年度受審目標数

(1) 本審査（主たる機能）*

未受審病院に対する受審意向調査の結果や更新対象病院の更新率、特例措置の適用による受審時期のずれやコロナ禍による受審への影響を踏まえ、**340 病院**とする。

*病院の役割、機能に応じて主たる機能種別を一つ選択する。原則、最も病床が多い機能を主たる機能種別として選択する。

なお、更なる新型コロナウイルス感染急拡大の事態に備え、緊急避難的措置を講じることができるよう準備する。

(2) 本審査（副機能）*

2020 年度実績等を踏まえ、任意受審である**副機能審査 75 病院**とする。

*主たる機能種別以外に機能を有する場合、副機能として、複数の種別を同時もしくは後日追加して受審することが出来る。副機能の受審は任意である。

(3) 高度・専門機能評価 *

更新対象病院数等を踏まえ、**15病院**とする。

*高度・専門機能評価には、「救急医療・災害時の医療」、「リハビリテーション（回復期）」がある。認定病院または審査中の病院の、より充実した機能を評価する。

2. 受審病院に係る審査等への対応

(1) 本審査

- ・本審査 340 病院
- ・補足的な審査 120 病院

(2) 再審査および確認審査

20 病院

(3) 改善審査（主たる機能種別の審査結果報告書において評価Cとされた評価項目を対象に、認定開始日から3年目に改善状況を審査するもの）

24 病院

(4) 高度・専門機能評価

15 病院

訪問による審査は、新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施する。

補足的な審査、再審査および確認審査、改善審査については、従来の「訪問による審査」、「書類等による審査」に加え、「書類」と「遠隔による情報収集」を組み合わせた審査方法の導入を検討する。

(5) 医療安全審査

前年度に引き続き、病院機能評価認定に関する運用要項第21 別紙3 に該当し、かつ①、②のいずれかに該当する事例を報告・審査の対象とする。

- ①日常的な認定条件からの逸脱が要因となった可能性が高い医療事故
- ②認定病院の社会的信用を著しく失わせる恐れがある医療事故

(6) 会議の開催等

- ・評価委員会 12 回 説明資料のオンライン化
- ・評価部会 36 回 審査結果報告書の検討（一次 24 回、二次 12 回）
- ・患者安全部会 4 回 医療安全審査

3. 病院機能評価データブックの作成

病院機能評価を受審し 2020 年度に認定の判定が決定された病院のデータを取りまとめて、病院機能評価データブックを作成する。

II. 病院機能改善支援

病院の継続的な質改善活動を支援するために、遠隔での支援や動画配信を充実させるなど、きめ細かな支援を実行する。

1. 病院機能評価受審に関する支援

(1) 改善支援セミナーの開催

○ 受審病院のニーズに応じたセミナーを実施する。

改善支援セミナー（総合）	2回（会場およびweb配信）
改善支援セミナー（診療）	2回（web配信）
改善支援セミナー（看護）	2回（会場およびweb配信）
改善支援セミナー（事務）	2回（会場およびweb配信）
改善支援セミナー（一般病院3）	1回（web配信）
改善支援セミナー（ケアプロセス）	3回（web配信）
高度・専門機能(救急、回復期リハ)	1回（web配信）
体験型病院機能評価セミナー	1回

○ 都道府県の医療関係団体、各種学会との連携を強化し、地域でのセミナーを開催する（全日本病院協会、滋賀県、静岡県、石川県など6回）。

(2) 相談会の開催

○ Web会議システムを活用し、サーベイヤーによるオンライン相談を行うなど、きめ細かな支援を実施する。

- ・ 一般病院3以外 8回（オンライン相談会を予定）
- ・ 一般病院3 2回（オンライン相談会を予定）

(3) 支援サービスの拡充

○ 動画コンテンツの充実

- ・ 評価Sを取得した病院の取組みや手法について、認定病院に共有できる動画コンテンツを作成する。
- ・ 法律で実施が定められている研修や病院機能評価で求めている研修を動画コンテンツ化し、病院内で実施する研修を支援する。
- ・ 病院機能評価の審査手法を用いて、病院内で質改善活動を継続的に行えるように、質改善部門（委員会やプロジェクトチーム等）を対象としたセミナーを企画する。

(4) サーベイヤー派遣、講師派遣

○ 訪問による支援に加え、Web会議システムを活用したオンライン支援についても実施する。

- ・ 訪問支援（サーベイヤー派遣30件、講師派遣15件）
- ・ オンライン支援（サーベイヤー派遣30件、講師派遣5件）

2. 認定取得後の質改善活動を促進するための支援

(1) 患者満足度・職員やりがい度調査活用支援プログラム

調査で得られた好事例を病院間で共有し、調査結果を分析することにより、病院の継続した自主的な質改善活動を支援する。

- ・患者満足度・職員やりがい度調査およびベンチマークシステムの提供
- ・活用支援セミナーの開催 2回
- ・病院の取組み事例報告等の情報提供 2回
- ・年報の発行
- ・過去のセミナー動画の無料視聴 罫 (参加病院対象)
- ・先輩病院インタビュー (動画) 公開 罫 4病院 (参加病院限定)
- ・リモート相談会 罫 4回 (参加病院限定)

未加入の認定病院への案内を強化するとともに、各種関連学会における広報等を実施し、参加病院数 300を目指す (2020年度の参加病院数は 250 病院)。

(2) 医療安全文化調査活用支援プログラム

患者満足度・職員やりがい度調査活用支援プログラムのシステムを医療安全文化調査に展開し、医療安全文化調査の結果を用いた医療安全活動の推進を支援する。

- ・医療安全文化調査およびベンチマークシステムの提供
- ・活用支援セミナーの開催 1回
- ・病院の取組み事例報告等の情報提供 1回
- ・年報の発行
- ・過去のセミナー動画の無料視聴 罫 (参加病院限定)
- ・先輩病院インタビュー (動画) 公開 罫 4病院分 (参加病院限定)
- ・リモート相談会 罫 4回 (参加病院限定)

未加入の認定病院への案内を強化するとともに、各種関連学会における広報等を実施し、参加病院数 100を目指す (2020年度試行の参加病院数は 50 病院)。

(3) ストレスチェックプログラムの提供および組織マネジメント支援システム (仮称) の調査研究

病院職員を対象としたストレスチェックシステムを提供する。また、職員やりがい度調査結果や医療安全文化調査結果、各種指標 (離職率、時間外労働時間数、有給消化率等) を統合分析する仕組みについて調査研究する。

3. 広報活動

(1) 病院に向けた広報

- ・認定病院の改善事例紹介（Improve）を年4回（7月、10月、1月、3月）発行する。
- ・Improve 特別号として、特定機能病院版および高度・専門機能版を各1号発行する。

(2) ホームページ改定

- ・動画コンテンツ拡充に対応したwebサイト構造とし、併せてデザインを改定する。

4. その他

(1) 2022年診療報酬改定対応

2022年4月の診療報酬改定に向けて、病院機能評価の効果、受審病院の特性等を発信する。

Ⅲ. 評価調査者（サーベイヤー養成）

1. 評価方法、評価項目改定に伴うサーベイヤーへの教育

- ・高度・専門機能を担当するサーベイヤー向け研修会（救急、1回）の実施

2. 継続研修の強化

- ・ブラッシュアップ研修会（4回）の実施
- ・サーベイヤーフォーラム（1回）の開催
- ・一般病院3の担当者および新たに担当するサーベイヤー向け研修会（1回）の実施
- ・サーベイヤーが主体的に学習できる勉強会の定期的な開催（月1回）

3. 新規サーベイヤーの確保

- ・60名程度のサーベイヤーを新規に養成
- ・新規サーベイヤー向けOJTの実施
- ・OJT修了者を対象としたフォローアップ研修会（2回）の実施

4. 再委嘱手続き（SVRID偶数が対象）

- ・委嘱手続きの簡略化の検討と実施

5. 会議の開催

- ・サーベイヤー選考部会（評価事業運営委員会の部会、2回）
- ・サーベイヤー研修部会（評価事業運営委員会の部会、2回）

IV. 病院機能評価に関する研究開発

1. 病院機能評価の改定

以下を中心に評価項目・評価方法の検討を行い、解説集作成、試行調査、審査資料見直し、システム改定、サーベイヤー養成を行って、2022年10月からの改定を目指す。また、改定に合わせて受審料の見直しを検討する。

(1) 一般病院3の評価方法の他種別への導入の検討

一般病院3で新たに導入したカルテレビュー、医療安全ラウンド、病院幹部面談等の評価手法について、病院の機能に応じ他の種別にも導入することを検討する。

(2) 事務管理領域の見直し

事務管理領域の拡充に向け見直しを検討する。

(3) IAP 指摘事項への対応

IAP の指摘事項(リスク管理の評価強化等)について、対応可否を検討し必要な改定を行う。

(4) 実際の運用や医療情勢の変化を踏まえた見直し

Ver. 2.0 運用開始後の実際の運用を通じて明らかとなった課題や一般病院3で新たに導入した評価手法の有効性、行政の動向を含めた医療情勢の変化、各関係団体からの要望等を踏まえた見直しを行う。

(5) 感染症拡大等への対応の検討

感染症が拡大し訪問審査に支障を来す場合などに備え、IT等を活用した審査手法の導入を含め対応策を検討する。

2. 一般病院3 特定機能病院承認要件化への対応

(1) 改正政省令への対応

政省令改正に伴う必要な対応を行う。

(2) 条件付き認定の再検討

中項目にC評価が残った状態で認定する「条件付き認定」について、厚生労働省の検討会で疑問視する意見があったことから、一般病院3における運用等を再検討する。

(3) 受審病院アンケートの実施

一般病院3 受審病院へのアンケートを実施する。

3. 会議の開催

- | | |
|--|-----|
| ・評価項目改定部会（評価事業運営委員会の部会） | 3回 |
| ・評価項目改定検討分科会 | 6回 |
| ・高度・専門機能検討分科会（救急医療・災害時の医療）（リハビリテーション(回復期)） | 各1回 |

【2】産科医療補償制度運営事業

一部厚生労働省補助事業（原因分析・再発防止）

2021年度予算額 100,581千円

産科医療補償制度は、2009年(平成21年)1月の制度開始から13年目を迎え、安定的に事業運営を行っている。

2021年度は、これまでの事業運営を通じて見えてきた課題について、評価機構における検討会および国での審議が行われ、補償対象基準の一部見直しおよび保険料・掛金等の見直しが決定されたことから、2022年1月の改定に向けて準備を行う。

審査、原因分析、再発防止等の取組みにおいては、コロナ禍で構築したWeb会議などリモートでも業務を行える体制を発展させ生産性の向上を図り、引き続き安定的かつ効果的な事業運営を行う。また、本制度で得られる貴重な情報をこれまで以上に利活用し、産科医療の質の向上に繋げるための体制強化を図る。

1. 加入分娩機関

全国の分娩機関の制度加入状況は、表1のとおりである。

表1 加入分娩機関数

(2021年1月末現在)

分娩機関数	加入分娩機関数	加入率 (%)
3,183	3,180	99.9

(分娩機関数は日本産婦人科医会および日本助産師会の協力等により集計)

2. 2022年1月制度改定に向けた準備

評価機構に設置した「産科医療補償制度の見直しに関する検討会」での審議を経て、厚生労働省の「第137回社会保障審議会医療保険部会」において審議が行われ、2022年1月より、補償対象基準および1分娩あたりの掛金等が変更となることから、厚生労働省等と連携し、分娩機関を始めとする関係医療機関、市町村、都道府県等に制度改定について案内する。また、登録証、ハンドブック等の各種帳票、本制度ホームページの改定を行うことにより、改定後も安定的な制度運営ができる環境を整備する。

3. 周知・広報等の実施

本制度の補償申請期限は、児の満5歳の誕生日までであり、補償対象と考えられる児が期限を過ぎたために補償が受けられない事態が生じないよう、関係学会・団体、自治体等へ継続的に周知を行う。

また、本制度ホームページ、政府広報およびマスメディア等の活用を通じて、国民全般に対しても幅広く周知を図る。

4. 審査・補償の実施

補償申請された事案について速やかに審査を行い、補償対象事案は児に迅速に補償金が支払われるよう、引き続き運営する。また、2022年1月改定以降の審査・補償金支払い体制の整備を図る。

制度開始以降の審査件数および審査結果の累計は、表2のとおりである。

表2 制度開始以降の審査件数および審査結果の累計 (2021年1月末現在)

	審査 件数	審査結果			
		補償対象	補償対象外		継続審議
			補償 対象外	再申請可能※	
総計	4,299	3,237	1,007	45	10

※現時点では補償対象とならないものの、将来所定の要件を満たして再申請された場合、改めて審査するもの。

(参考) 審査が終了した児の生年ごとの審査件数および審査結果 (2021年1月末現在)

児の生年	審査件数	審査結果	
		補償対象	補償対象外
2009年	561	419	142
2010年	523	382	141
2011年	502	355	147
2012年	517	362	155
2013年	476	351	125
2014年	469	326	143

※2015年出生児の補償対象件数は、2021年1月末現在で369名。

5. 原因分析の実施

(1) 原因分析報告書の作成

2021年1月末現在で、2,810件の原因分析報告書を作成し送付している。読み易さや業務効率向上等の観点から、2020年に報告書の記載方式の変更や「医学的評価」に用いる表現の改定等を行っており、これらが適切に取組まれ、標準化された質の高い報告書が迅速に作成され送付できるように安定的な運営を行う。

(2) 分娩機関への支援強化

同じ分娩機関での複数事案目の原因分析の結果、同じような診療行為等に関し医学的に厳しい評価が繰り返された場合に一層の改善を要請する「別紙(要望書)」対応において、分娩機関での改善策の策定や実施に際し、専門家集団である日本産婦人科医会や日本助産師会による支援を実施することにより、実効性のある改善取組みを促進する。

(3) 原因分析報告書等の公表・開示

原因分析報告書要約版（個人や分娩機関が特定されるような情報は記載していない）の本制度ホームページでの公表、および原因分析報告書全文版（マスキング版）や産科制度データの研究者への開示を通じて、本制度の透明性の確保や産科医療の質の向上を図る。

(4) 原因分析に関するアンケートの実施

前回（2018年9～10月）実施から3年が経過することから、原因分析に対する評価等を把握して、今後の報告書の内容や作成プロセスの改善に活かすために、児の保護者や分娩機関に対して原因分析に関するアンケートを実施する。

6. 産科医療の質の向上に向けた再発防止の実施

(1) 再発防止に関する報告書の取りまとめ

2020年12月までに公表された2,792事例の原因分析報告書をもとに、「第12回 再発防止に関する報告書」を取りまとめ、2022年3月に公表する予定である。

(2) 「産科医療関係者に対する提言」等の効果的な発信

「再発防止に関する報告書」で取りまとめた「産科医療関係者に対する提言」について、産科医療関係者への周知を図るため、2020年度は、第10回の報告書で取り上げた「新生児管理」における紹介事例を掲載した保護者向けのリーフレットを作成し、またこれまで発行してきたリーフレットやポスターをまとめた冊子を作成した。2021年度も、第12回の報告書に加えてこうした情報発信を継続して行うことにより、産科医療の質の向上を図る。さらに、これらの情報が効果的に発信できているかを検証するため、分娩機関に対しアンケートを実施する予定である。

(3) 本制度で得られた情報の利活用を促進するための体制整備

2009年1月の制度開始から13年目を迎え、約3,000件の補償対象児の医療・療養に関する貴重なデータを蓄積しており、今後も、新たに補償対象となる児のデータや、児が20歳になるまでのデータを蓄積していく。

これらのデータを体系的に集約し、分析・利活用していくことにより、さらなる産科医療の質の向上、ひいては安心して妊娠・分娩できる環境づくりに寄与することが期待されるため、新たなデータシステムの開発等、これまでの原因分析・再発防止の仕組みやノウハウを発展させていくための体制整備を図る。

【3】EBM 医療情報事業

EBM(根拠に基づく医療)普及推進事業

厚生労働省委託事業：2021 年度予算額 156,863 千円

EBM 普及推進事業 (Minds) は、信頼できる診療ガイドラインを中心とした医療情報提供を通して、患者と医療者の意思決定を支援し、医療の質の向上に寄与することを目的とする。その実現のために、以下の施策を推進する。

1. 事業の内容

(1) 診療ガイドラインの作成支援

わが国の医療環境に適した診療ガイドライン作成方法の提案等により、学会等の診療ガイドライン作成団体への継続的な支援を推進する。そのために、2020 年度に改訂した診療ガイドライン作成マニュアルの周知を行い、動画等、関連するツールの提供を行う。

また、診療ガイドライン作成者の経験や目的に応じた教育プログラムの検討・作成も実施する。GRADE センターとしては、上記教育プログラム等により GRADE アプローチの普及を一層推進する。さらに、国際的に用いられている診療ガイドライン作成ツールの紹介も行う。

(2) 診療ガイドラインの評価・選定および公開

診療ガイドラインデータベースをより充実させるために、わが国で作成・発行された診療ガイドラインを網羅的に検索・収集し、所定の選定基準を用いた評価・選定を継続する。評価・選定された診療ガイドラインの書誌情報を Minds ガイドラインライブラリに掲載し迅速に広く情報提供するとともに、著作者等の許諾が得られた場合には診療ガイドラインの本文を公開する。

診療ガイドラインの公開後評価とともに、公開前評価 (ガイドライン草案の段階で質を評価) を継続実施し、それらの評価結果を作成主体にフィードバックすることにより、診療ガイドラインの質の向上を支援する。また、診療指針等の評価・管理方法についても検討を行う。

(3) 診療ガイドラインの活用促進

診療ガイドラインの普及・活用やその評価、改訂作業等に関して、診療ガイドライン作成者などが参照できる資料を作成し、Minds ガイドラインライブラリに公開することにより、診療ガイドラインの普及啓発・活用支援を行う。

また、電子カルテ等の ICT 連携を通じた活用促進に関しても有識者と検討を継続し、今後の取組みに関する具体的な方向性を提示する。なお、各種イベントの開催や外部組織との連携についても継続して行い、患者・市民や幅広い医療関係者に向けた診療ガイドラインの普及啓発活動に努める。

(4) 患者・市民の支援

診療ガイドラインに患者の価値観・希望を反映するための手法について、調査・取りまとめを行い、作成グループに情報提供する。診療ガイドライン作成過程への患者・市民参画を促進するため、患者・市民参画の意義・方法等を伝えるワークショップを企画・実施し、修了者をネットワーク化する。さらに、作成グループに参画する患者・市民向けには、トレーニングプログラムやその他のサポート体制を整える。

診療ガイドラインに関する信頼性の高い情報を患者・市民に提供するため、ガイドライン解説等の検索・収集およびMindsガイドラインライブラリへの掲載を積極的に行うとともに、アクセス向上にも取り組む。

(5) 国際活動

GIN (Guidelines International Network)、CC (Cochrane Colloquium)、GRADEミーティング等に参加することにより、診療ガイドラインに関する最新動向を把握し、診療ガイドライン作成者や利用者に向けて情報提供する。

(6) 組織連携・事業連携

本事業のさらなる拡充に向けて、日本医学会（日本医学会連合）、日本医師会等の関連組織との具体的な連携のあり方を検討し準備を進める。また、評価機構内の他の事業（教育研修事業、医療の質向上のための体制整備事業等）との連携についても検討していく。

(7) 2022年度以降の事業の検討

事業ビジョンや中・長期目標の再確認と軌道修正および事業の実行体制や関連する組織連携のあり方を継続的に検討して、2022年度以降の事業構想・計画を企画・立案し、具体化を図る。

2. 運営委員会・部会等の開催

(1) 運営委員会

・ EBM 医療情報事業運営委員会 2 回

(2) 部会

・ 部会長連絡会議 4 回
・ 診療ガイドライン選定部会 4 回
・ 診療ガイドライン作成支援部会 4 回
・ 診療ガイドライン活用促進部会 4 回
・ 患者・市民支援部会 4 回

(3) 専門部会

・ 診療ガイドライン評価専門部会 16 回

(4) その他 WG・検討会等

必要に応じて企画・開催する。

【4】医療事故防止事業

医療事故防止事業については、医療事故の発生予防や再発防止を推進するため、医療事故情報およびヒヤリ・ハット事例情報の収集・分析・提供を一層推進する。併せて、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業についても推進する。

I. 医療事故情報収集等事業

厚生労働省補助金事業: 2021 年度予算額 93,748 千円

1. 事業の概要

医療事故の発生予防や再発防止を推進することを目的として、医療事故情報収集・分析・提供事業およびヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業、医療安全情報提供事業を行う。分析結果は、報告書、年報および医療安全情報として取りまとめ、事業参加医療機関、関係団体、行政機関等に送付するとともに、本事業のホームページへの掲載や記者発表により広く社会に向けて公表する。

また、質の高い医療事故情報の報告や、報告書等の活用促進を目的として、本事業に参加している医療機関における医療安全の担当者等に対する教育・研修等を実施する。

2. 医療事故情報収集・分析・提供事業

(1) 医療事故情報の収集

法令に定める報告義務対象医療機関および事業に参加を希望する参加登録申請医療機関から、インターネット回線を通じ、Web上の専用報告画面を用いて医療事故情報を収集する。報告された事例を分析するにあたり、医療機関に対し、文書等による問い合わせや現地状況確認調査（訪問調査）を行う。

(2) 医療事故情報の分析

医療安全の専門家等で構成される専門分析班会議を1～2か月に1回定期的に開催し、収集した医療事故情報の分析および四半期毎に公表する報告書の作成等を行う。報告書の作成においては、様々な角度からテーマを選定し、分析する。また、ヒヤリ・ハット事例と併せて分析する。

(3) 情報の提供

収集・分析した内容を、以下の情報として医療提供施設、関係団体、行政機関、国民等に対し、広く提供する。

ア、報告書・年報

報告書（四半期に1回）や年報を作成し、公表する。報告書や年報は、本事業に参加している医療機関、関係団体、行政機関等に対して送付するとともに、ホームページに掲載する。

イ、医療安全情報

過去に報告書等で取り上げた特に周知すべき情報をもとに、医療安全情報を毎月1回の頻度で作成し、事業に参加している医療機関および送付を希望する病院にファックスで提供するとともに、広く社会における情報共有を図るようホームページにも掲載する。また、他の情報提供の方法について検討する。

ウ、事例データベース

報告された医療事故情報は、ホームページの「事例検索」に公表し、広く社会で活用されるよう周知する。

3. ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業

(1) ヒヤリ・ハット事例の収集

ヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じくインターネット回線を通じ、Web上の専用報告画面を用いて収集する。ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業に参加する全ての医療機関から発生件数情報を、またそのうち、事例情報の報告を希望する医療機関からはヒヤリ・ハット事例情報を収集する。

(2) ヒヤリ・ハット事例の分析

報告されたヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じく四半期毎に集計し、医療事故情報と併せて分析する。

(3) ヒヤリ・ハット事例の提供

収集したヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じくホームページや報告書・年報において情報提供し、広く活用されるよう促す。

4. 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業

厚生労働省補助金事業: 2021年度予算額 7,696千円

歯科の施設で発生したヒヤリ・ハット事例の収集・分析・提供について準備を始める。

5. ホームページの活用

事業の成果物の活用促進のため、ホームページの内容や機能の一層の周知を図る。

6. 報告項目の検討

事業開始後15年が経過したことから、現在の医療を取り巻く環境に対応し、事業参加医療機関が報告しやすい環境を整備するため、2020年度より事例報告システムの報告項目などの改修に向けて検討を開始した。今年度も引き続き、検討を継続する。

7. 医療安全に関する研修会等の開催・講演等の対応

(1) 研修会等の開催

事業に参加している医療機関を対象として、本事業の実績や事例の分析方法を解説することにより、報告書や医療安全情報の活用の促進および医療事故情報やヒヤリ・ハット事例情報の報告の質の向上を図ることを目的として、研修会等を開催する。

(2) 講演の対応

医療機関や関係団体、行政機関等が主催する研修会等における講演依頼に対し、本事業の意義の周知および成果の還元を図る。

8. 運営委員会および総合評価部会の開催

本事業の運営に関する審議を行う運営委員会を年2回開催する。また、事例の分析や報告書、医療安全情報等の作成に関して、技術的、専門的な観点から検討、支援を行う総合評価部会を年4回開催する。

II. 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業

厚生労働省補助金事業：2021年度予算額 63,044千円

1. 事業の概要

医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業に参加している薬局から事例を収集し、分析、提供する。

2. ヒヤリ・ハット事例の収集、分析および提供

(1) 参加を希望する薬局の登録

本事業への参加を希望する薬局の登録作業を円滑に進める。

(2) 事例の収集

本事業に参加している薬局から、薬局で発生した事例や、疑義照会等など薬局で発見された事例を収集する。収集はインターネット回線を通じ、Web上の専用報告画面を用いる。

(3) 情報の分析・提供

薬局業務に精通し、医療安全に関わっている薬剤師等で構成される専門分析班会議を開催し、収集した事例の分析および半年毎の報告事例を取りまとめた報告書等を作成する。これらをホームページに掲載し、医療提供施設、関係団体、行政機関、国民等に対し広く提供する。

ア、報告書・年報

報告書は、半年間に報告された事例を集計し、作成、公表する。報告書の作成においては、様々な角度からテーマを選定し、専門分析班会議で分析を行う。また、年報は、1年分の事例を集計し、作成、公表する。

イ、共有すべき事例

特に広く医療安全対策に有用な情報として共有することが必要であると思われる事例を、毎月3事例選定し、ポイントを付してホームページに掲載する。

ウ、事例から学ぶ

報告書で分析した各テーマについて、代表的な事例とこれまでに報告された類似事例や事例のポイントをまとめたものを「事例から学ぶ」として作成し、公表する。

エ、事例データベース

報告された事例は、ホームページの「事例検索」に公表し、広く社会で活用されるよう周知する。

3. ホームページの活用

事業の成果物の活用促進のため、ホームページの内容や機能の一層の周知を図る。

4. 事例報告集計システムの整備

参加薬局数、報告件数の増加に対応し、報告された事例の集計等を円滑に行い、有用な情報提供を継続的に実施するため、集計システムを改修する。

5. 医療安全に関する研修会の開催・講演等の対応

(1) 研修会の開催

本事業に参加している薬局を対象として、本事業の実績や事例報告について解説することにより、提供している情報の活用を促進することや、報告の質の向上を図ることを目的として、研修会を開催する。

(2) 講演の対応

薬局や関係団体、行政機関等が主催する研修会などにおける講演依頼に対応し、本事業の意義の周知および成果の還元を図る。

6. 運営委員会および総合評価部会の開催

本事業の運営に関する審議を行う運営委員会を年2回開催する。また、事例の分析や報告書・年報等の作成に関して、技術的、専門的な観点から検討し支援する総合評価部会を年2回開催する。

【5】認定病院患者安全推進事業

1. 事業概要

認定病院患者安全推進協議会は、病院機能評価の認定を取得した病院の有志が主体となって、患者安全の推進を目的に2001年4月に発足し、2003年から事業として運営している。現場目線の情報共有の場として、また、全国の会員病院ネットワークづくり、そして日本の医療安全文化の醸成を図ること等を大きな特徴に活動を行っている。患者安全に関して緊急性の高い課題に応じた部会等を設置し、種々検討を行うとともに、セミナー等の開催や患者安全推進ジャーナルを発刊するなどの活動を通して、現場の患者安全の活性化を図っている。

新型コロナウイルス感染症の影響による業務逼迫や移動の制限等があるなか、2021年度も引き続きインターネットを最大限活用したセミナー等への参加機会の一層の拡大、動画配信によるタイムリーな情報発信などに積極的に取り組んでいく。

2. 会員病院数と年会費

2020年12月末の協議会会員病院数は、1,351病院である。（認定病院数2,123病院、入会率約63%）

2021年度は、会員病院数1,400病院を目標に協議会活動の広報を行う。年会費は引き続き60,000円とする。

3. 委員会・部会等

（1）委員会

事業計画や部会の設置等について審議するために、運営委員会を年間2回開催する。また、協議会の活動方針の決定や各部会間の連携を促進するために、企画調整会議を適宜開催する。

（2）部会、検討会

課題に応じた活動を展開するために部会を置き、2021年度は、前年度に引き続き以下の5つの部会および2つの検討会を設置する。各部会を年間3回、および検討会を2回開催する。

（部会）

- ・薬剤安全部会
- ・検査・処置・手術安全部会
- ・施設・環境・設備安全部会
- ・教育プログラム部会
- ・ジャーナル企画部会

（検討会）

- ・CVC検討会
- ・院内自殺の予防と事後対応に関する検討会

4. セミナー・フォーラム等の開催

新型コロナウイルス感染症の影響により、集合型のセミナー・フォーラム等の開催が困難な状況を踏まえ、インターネットを活用した開催を積極的に採り入れて、会員病院が一層参加しやすい環境を整える。

(1) セミナー等

各部会および検討会毎に、グループワーク形式のセミナーやシンポジウム等を2回開催し、患者安全に関わる様々な情報や活動成果等を会員病院に向けて発信する。

(2) 地域フォーラム

各地域で積極的に患者安全活動に取り組んでいる病院に幹事病院として協力いただき、年間2回開催する。広く会員内外に協議会の活動成果を還元するほか、患者安全に関わるテーマを選定し情報共有を図る。

(3) 全体フォーラム

年間の協議会活動全般を総括して会員に情報発信するとともに、患者安全に関わるテーマを選定したシンポジウムを含む数百名規模のフォーラムを1回開催する。

5. 情報発信・活動成果の還元

(1) 機関誌「患者安全推進ジャーナル」の発行

患者安全に関わるテーマを選定した特集記事をはじめ、全国各地域の会員病院での工夫や改善事例などを「患者安全推進ジャーナル」として取りまとめ、年間4回発刊する。会員病院には毎号3冊を無料で送付するほか、会員外には申込により有料で頒布する。また、テーマを絞ったジャーナル別冊を年1回発刊する。

(2) ホームページ

情報発信の場として、ホームページを活用する。閲覧しやすいよう順次改修を行いながら、内容を更新する。

(3) 提言等

各部会・検討会で検討した成果を必要に応じて取りまとめて、情報発信を行う。

(4) 教育プログラム開発

活動成果等を総合的に検証しつつ、教育プログラムの開発を継続的に行う。

【6】教育研修事業

1. 事業概要

医療の質の向上のために継続的な質改善活動を実現するためには、病院に所属する個人が医療の質・安全に関わる体系的な知識やスキルを習得し、実践に活かすことが不可欠である。特に、病院機能評価を利用した組織的な質改善活動を実効あるものとするためには、日常のなかで医療の質や安全を継続して高めようとする組織文化の醸成や、それを支える職員の学びの環境を確保することが重要な柱のひとつとして位置付けている。新型コロナウイルスの影響で、集合型の研修機会の確保が困難となっているなか、2021年度は、インターネットを活用した研修を企画し、質の高い教育コンテンツを継続的に提供していく。

2. 委員会・部会の開催

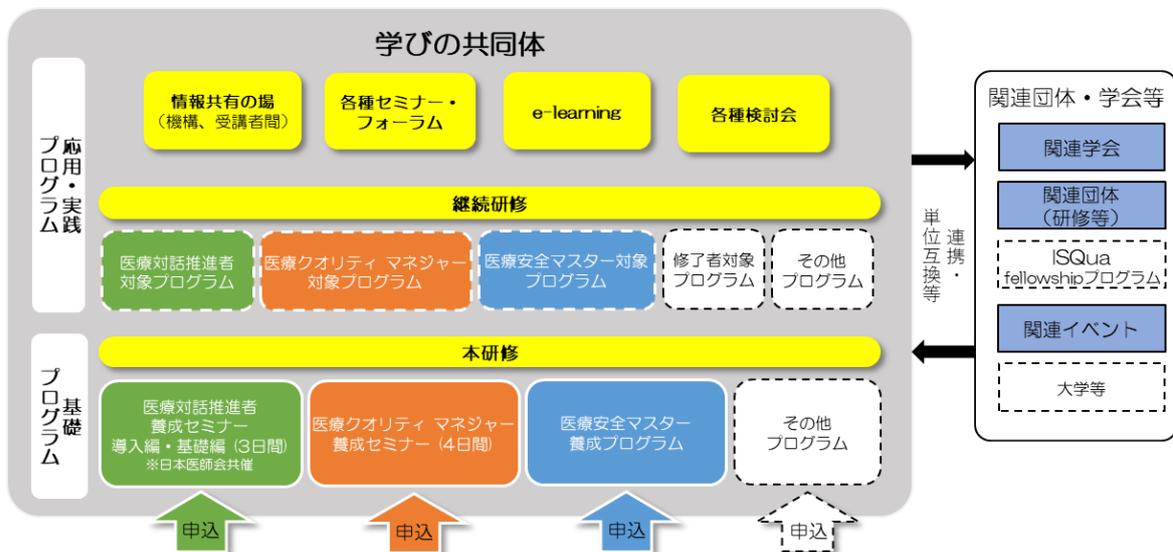
教育研修事業に関わる事項の検討や審議のため、運営委員会を年間2回開催する。また、継続的に開催している教育研修のコンテンツや新たなプログラムの開発について検討する教育研修企画部会、および医療対話推進者や医療クオリティマネージャーの認定・更新に関わる事項を審議する認定更新審査部会を年2回開催する。

3. 「学びの場」の提供

病院等に所属する医療者が学習を継続できる環境、仕組みを整備するとともに、各種の研修プログラムを順次見直ししながら内容の充実を図る（図1）。

なお、2020年度からインターネットを利用した研修を開始した。研修会場までの移動の時間や費用がなく遠隔地からも参加できるなど、インターネットの利点を最大限活かしつつ、一層参加しやすい「学びの場」を提供する。

図1：継続的な学習の促進と質の維持・向上の仕組み（概念図）



(1) 医療クオリティ マネジャー養成セミナーの開催

病院内の継続的な質改善活動の中心的な役割を担う「医療クオリティ マネジャー」を養成するセミナーを2012年度から継続して開催しており、受講者の合計は1千名を超えている。本セミナーでは、医療の質に関する基本的な知識や、情報の分析スキル、マネジメントスキルを習得し、実践的な活動に繋がるよう多職種によるグループワークを多く取り入れている。動画の事前学習とライブのWebinarを組み合わせて年間3回開催し、150人の受講を見込む。

なお、年度後半にかけて環境が整えば、従来のような集合型での開催も検討する。また、研修修了者の継続的な学習、質改善の実践を支援するために、2019年度から継続的な学習と質改善活動実践の支援を目的に3年毎の認定の仕組みを導入した。2020年12月末時点の認定者は、194人である。

(2) 医療対話推進者養成セミナーの開催

患者・家族と医療機関の職員との間で生じる問題等について、対話を通じて協働的かつ柔軟な解決を図る「医療コンフリクトマネジメント」という考え方に基づいて、認定病院患者安全協議会において研修プログラムを開発した。

2004年度から「医療コンフリクト・マネジメントセミナー」の名称で研修を開始した後、2013年1月に厚生労働省から出された「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針」に準拠して、2013年度から「医療対話推進者養成セミナー」の名称に変更するとともに、日本医師会との共催として継続的に研修を開催している。医療対話の基礎知識等を学ぶ1日の導入編および少人数のグループワークやロールプレイで対話スキルを学ぶ2日間の基礎編を受講した者を認定医療対話推進者としている。

2020年度は導入編のみ実施し、基礎編の開催ができなかったことから、2021年度上期に基礎編を8回開催して240人の認定者を養成する。また、2021年度の新規受講者向けに、導入編1回と基礎編を3回開催して100人の認定者を養成する。

なお、2015年から導入編と基礎編の両方を修了した者を医療対話推進者として認定し、継続的な学習やスキルの維持向上を支援しながら、3年毎に更新する仕組みを導入している。2020年12月末時点の認定者は、1,306人である。

(3) 医療安全マスター養成プログラムの実施

医療安全部門の責任者、専従者を主な対象として、院内の実務や教育の質を更に高めていくことを目的に、2日間の実践的な研修を実施する。年間2回開催し、合計100名程度の参加者を見込む。

(4) 継続研修の実施

医療クオリティ マネジャー養成セミナー、医療対話推進者養成セミナー修了者、医療安全マスター養成プログラムの修了者を対象とした研修を開催する。

- ・医療クオリティ マネジャー養成セミナー修了者向け 3回程度
- ・医療対話推進者養成セミナー修了者向け 4回程度

(5) eラーニングシステムの効果的な運用とコンテンツ充実

eラーニングシステムを活用したセミナー前から後に至る学習の継続的な支援を実現するため、新たな学習コンテンツの作成を行い、内容の充実を図る。

4. セミナー修了者を対象とした認定・更新制度の運用

継続的な知識の習得とスキルの維持向上を支援することを目的として、医療クオリティ マネジャー養成セミナーおよび医療対話推進者養成セミナーの修了者を対象とした認定・更新制度を円滑に運用する。なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため継続研修の実施が困難だったことなどを勘案し更新申請期限を1年延長した。

5. 新たな研修プログラムの開発・実施

- (1) 医療安全を担当している医師を主たる対象とした医療安全管理者養成研修(40時間以上)のe-learningプログラムを企画・開発する。
- (2) 研修プログラムの開発に関わる情報を継続的に多方面から収集し、今後の研修企画に活用する。

6. 特定機能病院管理者研修の実施

厚生労働省補助金事業：2021年度 予算額 14,428千円

特定機能病院の管理者、医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理者などを対象に特定機能病院管理者研修を実施する。

本研修は、厚生労働省の委託を受けて2017年度から実施しており、初回受講者および継続研修受講者合わせ2020年度までの4年間の延べ受講者は、1,214名(見込)である。

2021年度も公募に応募して採択された場合は、初回受講者向けの研修を3回(合計150名)、2019年度以前の受講者を対象とした継続研修を4回～6回(合計240名)開催する。

【7】 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 医療の質向上のための体制整備事業

厚生労働省補助金事業：2021年度予算額47,629千円

(1) 本事業の目的

医療の質向上のための体制整備事業は、医療の質向上のための具体的な取組の共有・普及、医療の質指標を用いた質改善活動を担う中核人材の養成、根拠に基づく医療を実践する等のための医療の質指標の標準化、評価・分析支援等を通じて、医療の質向上のための体制を整備することを目的とする。

(2) 本事業の運営体制

ア、医療の質向上のための体制整備事業運営委員会（医療の質向上のための協議会）の運営

本事業の円滑な実施を図るため、運営委員会（医療の質向上のための協議会）を開催し、必要な事項について審議する（4回/年）。

イ、部会の運営

QI活用支援部会およびQI標準化部会を開催し、関連事項を検討・実施する。必要に応じて合同で部会を開催する。また、QI標準化部会のもとに成果物作成のためのワーキンググループを編成し検討する（部会各6回/年、WG6回）。

ウ、医療の質向上のためのコンソーシアム（QIコンソーシアム）の運営

QIコンソーシアムは、本事業に参加する医療機関等から構成される活動の場（コミュニティ）をいう。QIコンソーシアムでは、医療機関等が質改善活動を実践し、事務局はそれらの活動を支援する。また、活動報告会を開催し、好事例等の共有を行う（1回/年）。

(3) 事業内容

以下の事項について運営委員会であり方を検討し、その議論を踏まえてこれらの取組みを適切に行う体制を整える。

ア、医療の質向上のための取組みの共有・普及

具体的な改善テーマに応じた医療の質指標を活用し、複数の病院が共に年間を通じて改善活動を行う取組を試行する（以下「パイロット」という）。パイロットでは、統一したプロセスで質改善活動を進め、活動の経過および成果等を参加する病院間で共有する。また、これら取組みを整理し、オフィシャルサイト等を通じて全国の医療施設に情報提供を行う。特に、医療の質指標の計測に取り組んでいない病院に対し質向上における指標活用の有用性を広報し、取組みの普及に努める。

なお、試行後は振り返りを行い、医療の質指標を活用した改善活動と情報共有の手法を確立しマニュアルに取りまとめる。また、更なる取組みの共有・普及を進めるために、一連の手法を用いた事業化の検討を進める。

イ、中核人材の養成

パイロットに協力する病院の多職種チームを対象に「質指標を用いた医療の質の測定と質改善活動」に関する研修を実施する。研修は、基礎知識の習得を目指す講義と実践的なスキル、ノウハウの習得を目指す集合研修で構成し、全てオンラインで実施する。研修受講後は自主的な質改善活動を通じた知識・スキルの定着を目指す。なお、研修終了後は、研修効果などを確認し、研修内容やプログラムの改訂作業を行い、より適切な研修プログラムを取りまとめる。

ウ、医療の質指標の標準化

医療の質指標を活用する一連の工程を「測定・評価」、「改善」、「公表」などのステップに分け、それぞれの工程における標準化の意義やメリット・デメリット、質指標の扱い方等を整理する。最終的にはそれらを組み合わせ、医療の質指標における標準化のあり方として、一定の結論を得る。

また、上記の検討結果に加え、昨年度取り組んだ医療の質指標の意義・目的、対象、望ましい要件、位置づけ、扱い等に関する考え方を体系的に整備する作業を継続し「医療の質指標開発・運用ガイド（仮称）」を取りまとめる。

なお、「医療の質指標開発・運用ガイド（仮称）」はオフィシャルサイト等を通じて全国の医療施設等に情報提供を行うほか、パイロットで取り扱った質指標の検証に使用し、必要に応じて質指標の定義等の見直しを検討する。

エ、医療の質指標の評価・分析支援

○管理者層への啓発

主に医療の質指標の計測に取り組んでいない病院の管理者層を対象に、改善事例に関する情報共有やQIコンソーシアムへの参加の推奨など、医療の質指標を活用した質改善活動の啓発活動を企画・実施する。

○疑義照会への対応

パイロットに協力する病院が、定期的な計測が円滑に実施できるよう、疑義照会への対応やコード表の更新作業などを行い支援する。

2. ICT を活用した医学教育コンテンツに関する研究

(1) 研究目的

我が国の医学教育を充実させて医療の質の向上を図るためには、卒前・卒後教育、生涯教育など各フェーズにマッチし、大学の垣根を越えて、ICT を活用し質の高い標準化された医学教育コンテンツを作成して、医学生から臨床医までが広く利用できる体制を整備することが、極めて重要である。

また、医師国家試験の CBT 化の導入に関する議論が行われているが、マルチメディアを用いたより実臨床に即した問題の出題に向けた体制を検討することが求められている。

このような医学教育の状況を踏まえ、将来、標準化された医学教育コンテンツが多く作成され、広く利用されるような体制を実現するために、標準化された医学教育コンテンツをモデル的に作成して、実際に利用して評価を行って ICT を活用した医学教育コンテンツの開発と利用体制、および医師国家試験のコンピュータ化に関して研究を行う。

(2) これまでの研究成果

実臨床現場を設定とした、問題解決型学習、双方向性、臨床推論、EBM などを取り入れ、プライマリケアを重視したケースシナリオに基づく医学教育コンテンツを作成するとともに、これらを標準化して広く作成することができるようなシナリオ作成の手引きを取りまとめた。

医学教育コンテンツの作成には無料で、多機能である Learning Management System の Moodle の機能を活用し、双方向性を確保するとともに、動画、音声ファイル(心音、各種モニター類の画像、単純 X 線画像、心エコーの画面等)を駆使し、医学教育コンテンツを 4 症例、作成した。

(3) 今年度の研究予定内容

- ・医学教育モデル・コア・カリキュラムに記されている臨床推論 37 症例は、医学生のみならず臨床医にとっても有用であることから、これらの中から最も重要と思われる疾患 12 症例について医学教育コンテンツを作成する。
- ・また All Japan で取り組む必要があることから、全国の大学のうち 6 大学と共同して医学教育コンテンツを作成する。
- ・医学教育コンテンツ作成の標準化を図るためには、シナリオ作成マニュアルを作成して統一的に取り組む必要があることから、これまで厚労科研門田班河北グループで作成したシナリオ作成の留意点をもとに、新たにシナリオ作成マニュアルを作成する。
- ・質の高い医学教育コンテンツを数多く作成し、広く利用されるためには、医学教育コンテンツの質を担保する必要があることから、作成された医学教育コンテンツの評価の仕組みについて研究する。

- ・ICTを活用した医学教育コンテンツについては、Moodleでの展開、および各ファイル等素材での提供にて標準化を図る必要があることから、医学教育コンテンツの提供に関して研究する。
- ・医師国家試験 CBT 化のためのプラットフォームや試験問題に関して研究する。

3. 国際連携の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年フィレンツェで開催予定であった第37回「国際医療の質学会 学術総会」は2021年7月に延期された。

評価機構としては、2021年度の同学会への参加を検討するほか、同学会を主催するISQuaの理事選挙で再任された後理事の人脈等も活用するとともに、引き続き海外の専門家や様々な団体等との交流を通じて、「医療の質と安全の向上」に関わる世界の最新情報を収集し、今後の事業の検討や開発に活用していく。

4. IAP 更新受審に向けた準備

2022年度の更新受審に向けて、IAP (International Accreditation Programme) の組織認定および項目認定について、自己評価など受審準備を進める。

5. 広報活動の推進

評価機構のWebサイト、各種リーフレット、記者会見の開催等により、適時に各事業の情報発信を行う。

6. 業務運営の質の向上

評価機構の業務運営全般に亘る質改善プロセスの確立とリスク管理の強化を図る。業務の効率性、生産性向上のためIT技術の活用を含めて業務の継続的な見直しを行う。また、引き続き人材の育成に注力し、職員の成長を通じて創造的で自由闊達な組織文化の醸成を図る。

7. 財務基盤の整備

安定的な事業運営には強固な財務基盤が不可欠であることを踏まえて、経費の縮減に努めるとともに、計画的に特定費用準備資金等を積み立てるなど、中長期的な視野で基盤を強化して、積極的な事業展開や職員が活力をもって働ける環境の整備などを進める。

8. 機構職員数 ()は出向者(内数)

(2021年1月1日現在 産休等休職者を除く)

区 分	正 職員	契約 職員	派遣 職員	計	客員研究主 幹、客員研 究員	事務補佐 員、非常 勤	合計
財団	2 (1)			2			2
統括調整役	2			2			2
総務部	9		3	12	2		14
評価事業推進部	15	1	1	17	3	2	22
評価事業審査部	16		3	19	1		20
教育研修事業部	6		2	8			8
産科医療補償制 度運営部	40 (10)	6	12	58	19	4	81
EBM医療情報部	6		2	8	4		12
医療事故防止事 業部	5	1	4	10	1	2	13
合 計	101 (11)	8	27	136	30	8	174